

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月17日
【会社名】	株式会社プロパスト
【英訳名】	PROPERST CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津江 真行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目30番1号
【電話番号】	03 - 6853 - 3100（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 齊藤 友子
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目30番1号
【電話番号】	03 - 6853 - 3100（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 齊藤 友子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 300,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年8月17日開催の当社定時株主総会において第三者割当てによる募集株式（普通株式）発行、定款の一部変更及び第1種優先株式の募集事項の決定を取締役に委任することについて特別決議により承認可決されたこと、並びに資本金及び準備金の額の減少について承認可決されたこと、並びに、同日開催の当社の普通株主を構成員とする種類株主総会において定款の一部変更について特別決議により承認可決されたことに伴い、平成22年7月30日に提出した有価証券届出書及び平成22年8月9日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

募集又は売出しに関する特別記載事項

(1) 全体方針

本優先株式第三者割当ての実施

減資等の実施

株主責任

第3 第三者割当ての場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	75,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 当社は単元株式制度を採用しておりません。

(注) 1 平成22年7月30日(金)付の取締役会決議によります。なお、本第三者割当による新株式の発行については、平成22年8月17日(火)開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の特別決議による承認が得られること、当社の民事再生手続における再生計画面案(以下「本再生計画面案」といいます。)が平成22年8月25日(水)開催予定の債権者集会において可決され、かつ、当該再生計画(以下、当該債権者集会において可決された後の当該再生計画を「本再生計画」といいます。)について東京地方裁判所において認可決定が出された後、当該認可決定が確定すること、及び当社普通株式の上場が維持されていることが条件となります。

- 2 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式及びB種優先株式についての定めを定款に定めています。ただし、本定時株主総会において、A種優先株式及びB種優先株式についての定めについては廃止され、本定時株主総会及び本定時株主総会と同日に開催予定の当社の普通株主を構成員とする種類株主総会の決議に基づき、新たに第1種優先株式を創設する予定です。

A種優先株式及びB種優先株式を有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有していません。これは、普通株式との関係でA種優先株式及びB種優先株式は配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに、既存株主への影響を考慮して議決権がない内容としたことによるものです。また、第1種優先株式を有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しないこととする予定です。これは、普通株式との関係で第1種優先株式は配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに既存株主への影響を考慮して、議決権がない内容とすることによるものです。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	75,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 当社は単元株式制度を採用しておりません。

(注) 1 平成22年7月30日(金)付の取締役会決議によります。なお、本第三者割当による新株式の発行については、平成22年8月17日(火)開催の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の特別決議による承認が得られること、当社の民事再生手続における再生計画面案(以下「本再生計画面案」といいます。)が平成22年8月25日(水)開催予定の債権者集会において可決され、かつ、当該再生計画(以下、当該債権者集会において可決された後の当該再生計画を「本再生計画」といいます。)について東京地方裁判所において認可決定が出された後、当該認可決定が確定すること、及び当社普通株式の上場が維持されていることが条件とされておりますが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において本第三者割当による新株式の発行が特別決議により承認されました。

- 2 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式及びB種優先株式についての定めを定款に定めていました。ただし、本定時株主総会において、A種優先株式及びB種優先株式についての定めについては廃止され、本定時株主総会及び本定時株主総会と同日に開催の当社の普通株主を構成員とする種類株主総会の決議に基づき、新たに第1種優先株式についての定めを定款に定めています。

第1種優先株式を有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有していません。これは、普通株式との関係で第1種優先株式は配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに既存株主への影響を考慮して、議決権がない内容としたことによるものです。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(1) 全体方針

(訂正前)

本優先株式第三者割当の実施

本再建計画において、一定額以上の債権を有する債権者の皆様、具体的には100万円以上の無担保債権を有する債権者の皆様に対しては、無担保債権を現物出資していただくことによって、その100万円以上の無担保債権額に応じた第1種優先株式の割当てを行うことを予定しています。第1種優先株式の募集株式数の上限としては、現時点の普通株式の発行済株式数(346,925株)と同数とすることを予定しています。第1種優先株式に対しては、分配可能額が発生した場合には、目標として、本再生計画認可決定確定後3期に亘り、配当性向30%の配当を実施することを考えております。また、当該第1種優先株式の内容としては、無議決権株式とした上で、第1種優先株式1株につき普通株式2株を取得できる取得請求権を付すものとし、第1種優先株式の発行価格は、8,000円を想定しております。また、第1種優先株式の譲渡には当社の取締役会の承認を必要とすることを予定しております。

最終的に発行する第1種優先株式の数にもよりますが、本優先株式第三者割当により、潜在的には既存株主の普通株式が約200%希釈化されることが想定され、本第三者割当による希釈化率を合わせますと、約221.6%の希釈化が生じる可能性があります。なお、本優先株式第三者割当につきましては、本定時株主総会において、株主の皆様により第1種優先株式に関する定款変更及び特に有利な価格をもって発行すること等に係るご承認が得られること並びに当社の民事再生手続における本再生計画案に係る再生計画認可決定が確定することを条件として、平成22年10月末ころに実施することを想定しています。また、本優先株式第三者割当は、再生債権を現物出資することにより行われるため、割当ての対象となる債権者が当社との間で株式引受契約を締結することも、当該債権者への第1種優先株式の割当てを行う前提条件となります。

減資等の実施

本第三者割当、債務免除(上記)及び本優先株式第三者割当(上記)を実施したとしても、多額の資本の欠損が存在したままでは分配可能額が発生する見込みがないことから、当社は、優先株主を含む全株主の皆様への配当を容易にするために、資本金及び資本準備金の額の減少を実施することを計画しており、減資については、平成22年6月21日付で、東京地方裁判所に対して減資を定める本再生計画案提出の許可申請を行い、同日、同裁判所から許可を得ております。したがって、減資を定める本再生計画案について裁判所の認可決定がなされ、それが確定すれば、資本金の額は4,100百万円減少されることとなります。ただし、当該減資の時期は平成23年5月31日を予定しておりますので、本第三者割当及び本優先株式第三者割当(上記)の実行により、減少前の資本金の額は現在の当社の資本金の額である4,169百万円とは異なる予定です。また、当該減資につきましては、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみ減少する方法を予定しており、いわゆる100%減資には該当しません。資本準備金の減少については、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て実行することを予定しています。なお、これらの減資・減準備金に加えて、第1種優先株式の発行に伴い増加する資本金及び資本準備金についても、会社法所定の手続を経た上で減少させる予定です。

株主責任

本定時株主総会において、株主の皆様によりご承認が得られることを条件として、本第三者割当及び本優先株式第三者割当(上記)を行った場合、上場廃止基準に反しない範囲(希釈化率300%以内の範囲)で、潜在ベースでの議決権の希釈化が生じることとなります。既存株主の皆様には一定の株主責任を負担していただくことになり、大変なご負担とご迷惑をおかけするものではありませんが、本第三者割当及び本優先株式第三者割当は、本再生計画について債権者の皆様の賛同を得て、当社の事業を継続するために必要なものと考えております。なお、既存株主が保有する株式全部の無償取得(いわゆる100%減資)や株式併合は予定しておりません。

(訂正後)

本優先株式第三者割当の実施

本再生計画において、一定額以上の債権を有する債権者の皆様、具体的には100万円以上の無担保債権を有する債権者の皆様に対しては、無担保債権を現物出資していただくことによって、その100万円以上の無担保債権額に応じた第1種優先株式の割当てを行うことを予定しています。第1種優先株式の募集株式数の上限としては、現時点の普通株式の発行済株式数(346,925株)と同数としています。第1種優先株式に対しては、分配可能額が発生した場合には、目標として、本再生計画認可決定確定後3期に亘り、配当性向30%の配当を実施することを考えております。また、当該第1種優先株式の内容としては、無議決権株式とした上で、第1種優先株式1株につき普通株式2株を取得できる取得請求権を付すものとし、第1種優先株式の発行価格は、8,000円としております。また、第1種優先株式の譲渡には当社の取締役会の承認を必要としております。

最終的に発行する第1種優先株式の数にもよりますが、本優先株式第三者割当により、潜在的には既存株主の普通株式が約200%希釈化されることが想定され、本第三者割当による希釈化率を合わせますと、約221.6%の希釈化が生じる可能性があります。なお、本優先株式第三者割当につきましては、本定時株主総会において、株主の皆様により第1種優先株式に関する定款変更及び特に有利な価格をもって発行すること等に係るご承認が得られること並びに当社の民事再生手続における本再生計画案に係る再生計画認可決定が確定することを条件として、平成22年10月末ころに実施することを想定しておりましたが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において第1種優先株式に関する定款変更及び特に有利な価格をもって発行することについて承認可決されました。また、本優先株式第三者割当は、再生債権を現物出資することにより行われるため、割当ての対象となる債権者が当社との間で株式引受契約を締結することも、当該債権者への第1種優先株式の割当てを行う前提条件となります。

減資等の実施

本第三者割当、債務免除(上記)及び本優先株式第三者割当(上記)を実施したとしても、多額の資本の欠損が存在したままでは分配可能額が発生する見込みがないことから、当社は、優先株主を含む全株主の皆様への配当を容易にするために、資本金及び資本準備金の額の減少を実施することを計画しており、減資については、平成22年6月21日付で、東京地方裁判所に対して減資を定める本再生計画案提出の許可申請を行い、同日、同裁判所から許可を得ております。したがって、減資を定める本再生計画案について裁判所の認可決定がなされ、それが確定すれば、資本金の額は4,100百万円減少されることとなります。ただし、当該減資の時期は平成23年5月31日を予定しておりますので、本第三者割当及び本優先株式第三者割当(上記)の実行により、減少前の資本金の額は現在の当社の資本金の額である4,169百万円とは異なる予定です。また、当該減資につきましては、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみ減少する方法を予定しており、いわゆる100%減資には該当しません。資本準備金の減少については、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て実行することを予定しておりましたが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において承認可決され、平成22年8月17日付で実行されました。なお、これらの減資・減準備金に加えて、第1種優先株式の発行に伴い増加する資本金及び資本準備金についても、会社法所定の手続を経た上で減少させます。

株主責任

本第三者割当及び本優先株式第三者割当(上記)を行った場合、上場廃止基準に反しない範囲(希釈化率300%以内の範囲)で、潜在ベースでの議決権の希釈化が生じることになります。既存株主の皆様には一定の株主責任を負担していただくことになり、大変なご負担とご迷惑をおかけするものではありませんが、本第三者割当及び本優先株式第三者割当は、本再生計画について債権者の皆様の賛同を得て、当社の事業を継続するために必要なものと考えております。なお、既存株主が保有する株式全部の無償取得(いわゆる100%減資)や株式併合は予定しておりません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

<前略>

もっとも、37.98%のディスカウントは、外部からの資金調達のために必要と考えられるものの、割当予定先に対して特に有利な価額と考えられることから、本定時株主総会における特別決議による承認を条件に本第三者割当を実施します。

(訂正後)

<前略>

もっとも、37.98%のディスカウントは、外部からの資金調達のために必要と考えられるものの、割当予定先に対して特に有利な価額と考えられることから、本定時株主総会における特別決議による承認を条件に本第三者割当を実施することとしておりましたが、平成22年8月17日開催の本定時株主総会において特別決議による承認が得られました。